

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知らう(条文解説) 第4章 国会 (4)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

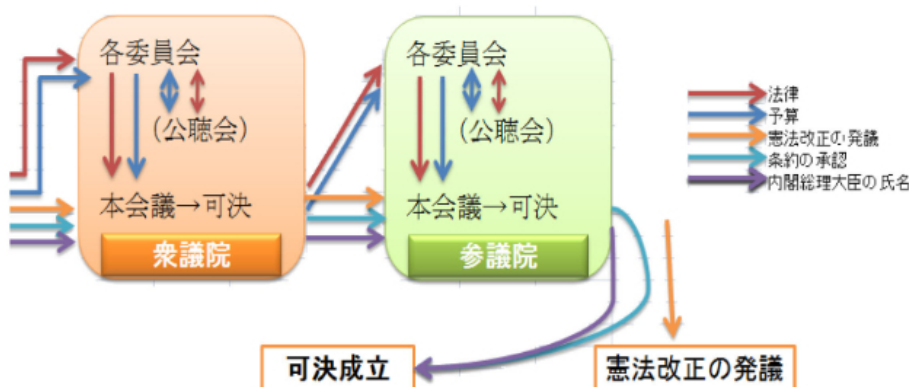
外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知らう(条文解説) 第4章 国会 (4)



説明概要

衆議院、参議院の議員、そして選挙人の資格は法律で定めることとし、人種や信条、性別、社会的身分などでの差別を禁じた、平等原則を規定しています。

選挙権行使の5つの原則

- ① 普通選挙・・・選挙権を有する全員が選挙に参加すること。
 - ② 平等選挙・・・選挙権を有する国民は、誰でも公平に1票を有すること。
 - ③ 秘密選挙・・・誰に投票したか人に判ることは、弱肉強食を生む危険があります
 - ④ 直接選挙・・・投票を他人に任せることは、主権者の責任放棄となります。
有権者一人一人が自分の意思で「直接」投票します。
 - ⑤ 自由選挙・・・投票したい候補者がいないのに無理やり強制され、投票させられるのは有権者自身の意思に反することになります。
- 以上、選挙権行使の5原則が満たされていることが、誰もが公正なものと認めることができます。

語句説明

人種・・・皮膚の色、容貌、骨格などの生物学的特徴で分けた人類の種別。
 信条・・・信仰の箇条。堅く信じ守っている事柄。信念。
 社会的身分・・・社会生活において身を置く地位。
 門地・・・家柄。

第四十五条 【 衆議院議員の任期 】

衆議院議員の任期は、4年とする。但し、衆議院解散の場合には、その任期満了前に終了する。

概要説明

衆議院の任期は4年と規定しています。そして、任期は、すべての議員について同時に始まり、同時に終了します。したがって、欠員が生じ、補欠選挙や繰り上げ当選などがあつた場合でも前任者の残りの任期が任期となります。

任期を定めることによって、議員の安定した国会活動を保障しています。

語句説明

任期・・・その職務について定まった期間。
 満了・・・きめられた期間が終わること。

第四十六条 【 参議院議員の任期 】

参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

概要説明

参議院議員の任期は6年とし、3年ごとに、その半数の入れ替えをすることを規定しています。衆議院に対する抑止的な機能を期待し、より高い継続性を持たせる趣旨から、任期を長くし、また半数ごとの入れ替えを実施することにより、その構成が大きく変わってしまわないように配慮しています。

語句説明

改選・・・議員、役員などの任期が満了して、その職につく人を改めて選挙すること。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🗺️ サイトマップ 📄 このサイトについて 🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.